

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、サービス費用の1割～3割、食費、居住費、日常生活費が、利用者の負担となります。

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

《対象施設およびサービス》

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の食費と居住費
- ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の食費と居住費

《基準費用額（1日あたり）》

施設の種類	居住費				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室		
令和6年8月から						
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,066円	1,728円	1,231円	915円	1,445円	
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	令和7年 7月まで	2,066円	1,728円	1,728円	437円	1,445円
	令和7年 8月から	2,066円	1,728円	1,728円	室料を徴収する場合 697円 室料を徴収しない場合 437円	
令和6年7月まで						
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,006円	1,668円	1,171円	855円	1,445円	
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	2,006円	1,668円	1,668円	377円	1,445円	

● 利用者負担の軽減について

■ 所得が低い方は、グループホームの家賃、光熱水費の負担が軽くなります

要介護または要支援2の認定を受けている浜田地区広域行政組合の介護保険被保険者の方で、浜田市及び江津市のグループホームの利用者を対象に、家賃及び光熱水費の利用者負担の一部助成があります（浜田地区広域行政組合独自制度）。

※助成を受けるには、浜田地区広域行政組合への申請及び認定が必要です。

認定区分	助成対象要件（所得基準等）	助成額
1	本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方若しくは本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80.9万円以下の方または生活保護受給者	1月あたり10,000円 1日あたり 330円
2	本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80.9万円を超える方	1月あたり 5,000円 1日あたり 170円 (1月5,000円を上限)

※令和7年8月から助成対象要件が、「80万円」から「80万9千円」に変わりました。